

(参考様式第1-5号) 記載例

生産記録
(秋耕の取組)

生産記録については様式を定めていませんが、参考様式として農業者団体が市町村に実施状況報告を提出するにあたり最低限必要な項目をまとめたものです。

※ 生産記録については、生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術など要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、「有機」JASの認証書の写し又は認証期間に提出した書類や「都道府県等の特別栽培農産物等の認定書の写し又は認定機関に提出した書類」を提出することで生産記録に代えることができますが、記載内容によっては追加で書類の提出を求めたり、必要に応じて内容の確認を行うことがありますので、都道府県や市町村の指示に従ってください。

組織名	環境営農組合
氏名	農林 太郎

ほ場名	実施面積	作物名(5割低減)
ほ場番号⑦	100a	水稻

- ・ 複数ほ場について作成する場合は、交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積がわかる書類と突き合わせられるように、通し番号等によって整理してください。
- ・ 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ場合は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

- ・ 実際に秋耕を実施した日を記載してください。(上旬等では不可)
- ・ 作業を実施した時期に幅がある場合は、「○月○日～○日」や「○月上旬～○月中旬」と記入してください。

1 秋耕

作業名	実施時期	備考
秋耕	令和○年○月○日	

2 5割低減の取組

(1) 主な作業		備考
作業名	実施時期	
播種	令和○年○月上旬	
定植	令和○年○月下旬	
収穫(終了日)	令和○年○月○日	

- ・ 作業名にある主な作業の実施時期を記入してください。
- ・ 見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入してください。

「使用肥料」、「使用農薬」欄には、生産過程等において使用した全ての肥料・農薬について、化学肥料窒素成分の割合、使用時期、使用量、化学合成農薬成分回数等を具体的に記載してください。

※ 「使用肥料」欄において (A) の合計 ≤ (B) の値、「使用農薬」欄において (C) の合計 ≤ (D) の値となっているか確認すること。

計算の仕方

殺虫剤 (2成分) 1回 × 2成分 = 2

殺菌剤 (1成分) 1回 × 1成分 = 1

殺菌剤 (2成分) 1回 × 2成分 = 2

殺虫剤 (1成分) 1回 × 1成分 = 1

合計 6

「合計」欄には化学合成農薬成分回数の合計値を記入してください。

(2) 使用肥料

資材等の名称	化学肥料窒素成分の割合(%)	使用時期	使用量(kg/10a)	うち化学肥料窒素成分量(kgN/10a)(A)	慣行の5割低減の水準(kgN/10a)(B)	備考
〇〇有機	10	令和〇年〇月中旬	20	2.0		
〇〇化成	0.5	令和〇年〇月中旬	50	0.25		
合計				2.25	3.5	

計算の仕方
 $20\text{kg}/10\text{a} \times 10\% = 2.0\text{kgN}/10\text{a}$
 $20\text{kg}/10\text{a} \times 0.5\% = 0.25\text{kgN}/10\text{a}$
 合計 2.25kgN/10a
 「合計」欄には化学肥料窒素成分量の合計値を記入してください。

(注1) 化学肥料窒素成分を含まない有機質肥料も含めて記入すること。
 (注2) (A) の合計 ≤ (B) の値となっているか確認すること。

(3) 使用農薬

農薬名(剤型等、商品名)	使用時期	化学合成農薬成分回数(C)	慣行の5割低減の水準(成分回数)(D)	備考
〇〇殺虫剤	令和〇年〇月上旬	2		
〇〇殺菌剤	令和〇年〇月上旬	1		
〇〇殺菌剤	令和〇年〇月中旬	2		
〇〇殺虫剤	令和〇年〇月下旬	1		
合計		6	8	

(注1) フェロモン剤、生物農薬等カウントしない農薬も含めて記入すること。
 (注2) (C) の合計 ≤ (D) の値となっているか確認すること。

・ 慣行の5割低減の水準を記入してください。
 ・ 化学合成農薬成分回数が慣行の5割以上削減されていることを確認してください。

3 保管書類

主作物の出荷・販売伝票(10a未満の取組の場合)

(注) 保管してある書類名の口々に、■または✓を入れること。

※ 以下の化学肥料、化学合成農薬については使用量、使用回数に算入しなくても構いません。

- 有機農産物の日本農林規格の別表1の肥料及び土壌改良資材、別表2の農薬(環境保全型農業直接支払交付金 取組の手引き 10~11頁参照)
- 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物の場合、種子や苗等に使用されている化学合成農薬
 (この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとします。)
- 植物防疫法に基づき実施される警報に基づく防除において使用される化学合成農薬